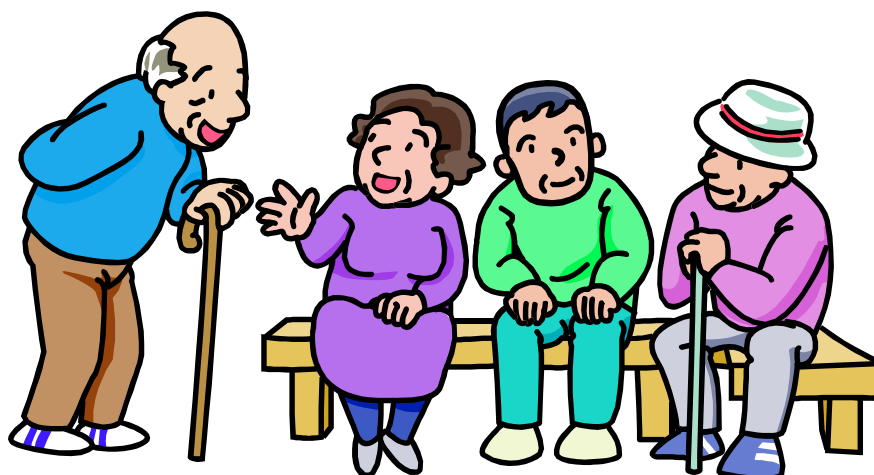


赤井川村高齢者保健福祉計画

(平成24年度～平成26年度)



平成24年3月

赤井川村

○ 村 章



中の菱形は、赤井川村の赤を図案化したものであり、また、整然と区画された八つの形は近代的農業の限りない発展を意味しています。外形の円は、独特の盆地に囲まれた赤井川村の平和と団結を象徴したものです。菱形の緑は、近代的農業を意味し、外形の赤は村民の団結と協調により輝かしい未来を築かんとするエネルギーを象徴するものです。

○ 赤井川村民憲章

わたしたちは、余市川の清い流れ、緑豊かな山々に囲まれた「水清く・味覚^{あじ}豊かな・カルデラの里」赤井川の村民です。

わたしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく、未来にむかつて「住みよく・豊かな村」をつくるため、この憲章を定め、実行します。

- (あ)かるい家庭を築き、自然を大切にし豊かな村にします。
- (カ)ルデラの里に強い心と体をつちかい、知性豊かな文化の村にします。
- (い)つも笑顔であいさつし、きまりを守る村にします。
- (か)いたく精神をうけつぎ、仕事にほこりをもち、たくましく伸びゆく村にします。
- (わ)こうどの夢をはぐくみ、おもいやりの心で希望に輝く村にします。

(昭和61年12月23日制定)

第1章 計画の基本事項	3
第1節 第5期計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の期間	
第4節 計画策定の体制	
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
第1節 高齢者数の将来推計	
第2節 高齢者の社会参加状況	
第3章 高齢者福祉サービス等の現状	7
第1節 高齢者福祉サービスの実施状況	
第2節 介護保険事業及び地域支援事業の実施状況	
第3節 地域包括支援センター	
第4章 高齢者保健福祉計画の推進	15
第1節 生活支援事業	
第2節 緊急通報サービス事業	
第3節 高齢者地域ケア推進事業	
第4節 養護老人ホーム	
第5節 その他の高齢者福祉事業	
第6節 保健サービス	
第7節 高齢者向け住宅	
第5章 介護保険事業及び地域支援事業	17
第1節 介護保険事業	
第2節 地域支援事業	
第3節 地域密着型サービス	
第6章 地域包括支援センター	20

◇参考資料◇

・赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

第1章 計画の基本事項

第1節 第5期計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画(老人保健福祉計画)は、介護保険事業計画と一体の計画として策定されていましたが、介護保険事業が平成21年度から後志広域連合を保険者として実施されているため、介護保険事業計画は後志広域連合で作成します。そのため、赤井川村高齢者保健福祉計画は後志広域連合が策定する介護保険事業計画と分離し策定することになります。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠と位置づけ

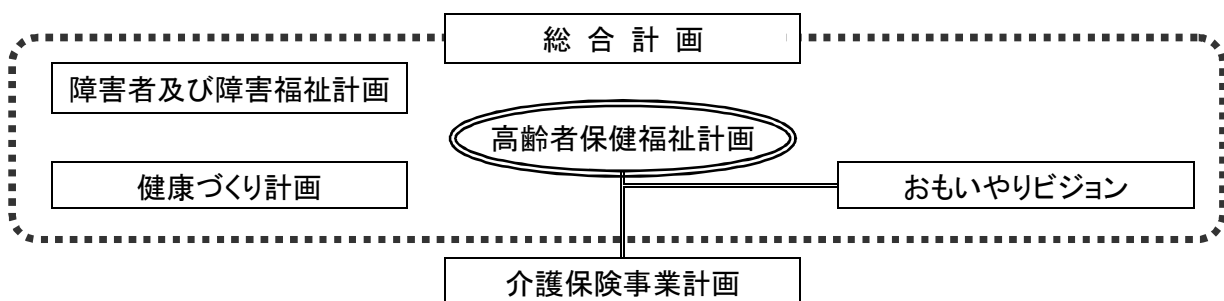
高齢者(老人)保健福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の「市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。」の規定に基づき、法定計画として位置づけられております。

第4期高齢者福祉計画(平成21年度～平成23年度)の期間が終了するため、必要な見直しを加えた第5期高齢者福祉計画を策定する必要があります。

2 関連計画との整合

高齢者保健福祉計画は、第3期赤井川村総合計画を上位計画として、高齢者福祉施策を推進するための計画と位置づけ、本計画に係る具体的な事業は総合計画の実施計画との調整を行って進めるとともに、後志広域連合が作成する介護保険事業計画との整合を図っていきます。また、障害者自立支援法に基づく赤井川村障害者及び障害福祉計画、健康増進法に基づく赤井川村健康づくり計画など、密接に係る計画等との整合を図っていきます。また、平成23年3月に策定した赤井川村おもいやりビジョンとの一体的な推進に努めます。

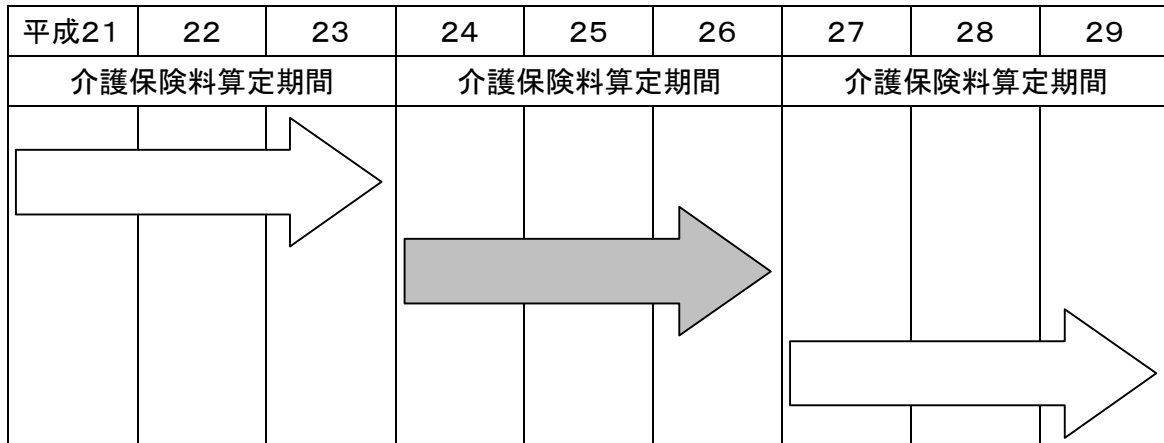
図1-1



第3節 計画の期間

高齢者保健福祉計画の期間は、3年を1期として運営される介護保険事業と連携して策定するため、介護保険事業に合わせ平成24年度から平成26年度までの3年間となります。

図1-2

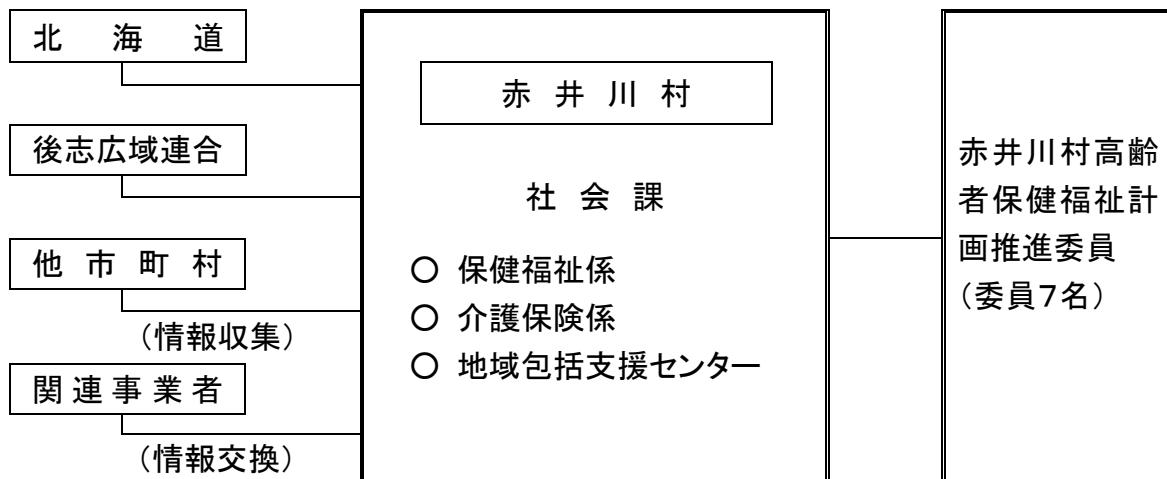


第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会を設置して、高齢者の住民活動者、福祉医療等関係者、学識経験者と多くの関係者の協力を得て、本村の特性に応じた事業の展開を推進するため、協議検討を行い策定しました。

図1-3

計画策定体制図



第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者数の将来推計

平成23年度に実施した赤井川村将来人口推計から、65歳以上の高齢者人口と高齢化率を算出しました。今後、本村の総人口は減少していきますが、高齢者人口は引き続き増加し、平成26年度には、高齢化率は31.4%にまで上昇すると推計しています。

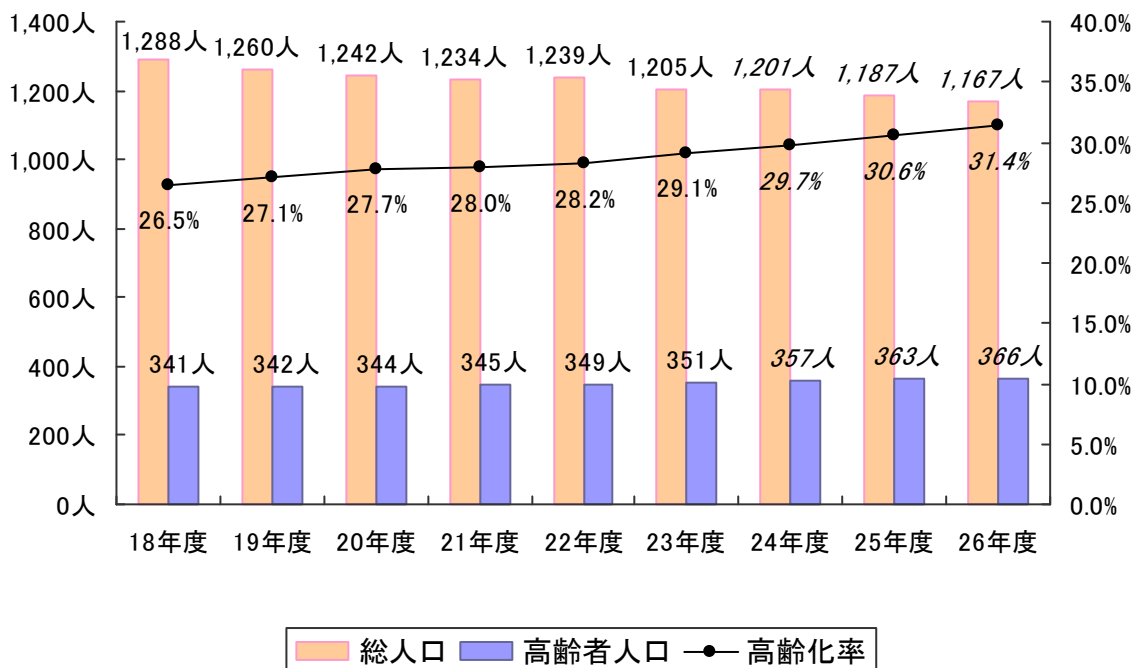
表2-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総人口	1,288人	1,260人	1,242人	1,234人	1,239人	1,205人	1,201人	1,187人	1,167人
高齢者人口 (第1号被保険者)	341人	342人	344人	345人	349人	351人	357人	363人	366人
高齢化率	26.5%	27.1%	27.7%	28.0%	28.2%	29.1%	29.7%	30.6%	31.4%
75歳以上	167人	180人	184人	182人	184人	185人	184人	185人	184人
65～74歳	174人	162人	160人	163人	165人	166人	173人	178人	182人
40～64歳人口 (第2号被保険者)	435人	412人	412人	410人	423人	419人	419人	418人	416人

※斜体は推計値

※ 平成18年度から23年度は実績値、24年度以降は推計値(コーホート要因法*による)です。各年度の10月1日を基準日としています。

図2-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移



第2節 高齢者の社会参加状況

1 社会参加の状況

(1) 老人クラブ

老人クラブは、「赤井川村悠楽会」があり、主な活動内容は、教養の向上や健康の増進、レクリエーション、ボランティア活動、地域社会との交流などの活動をしています。

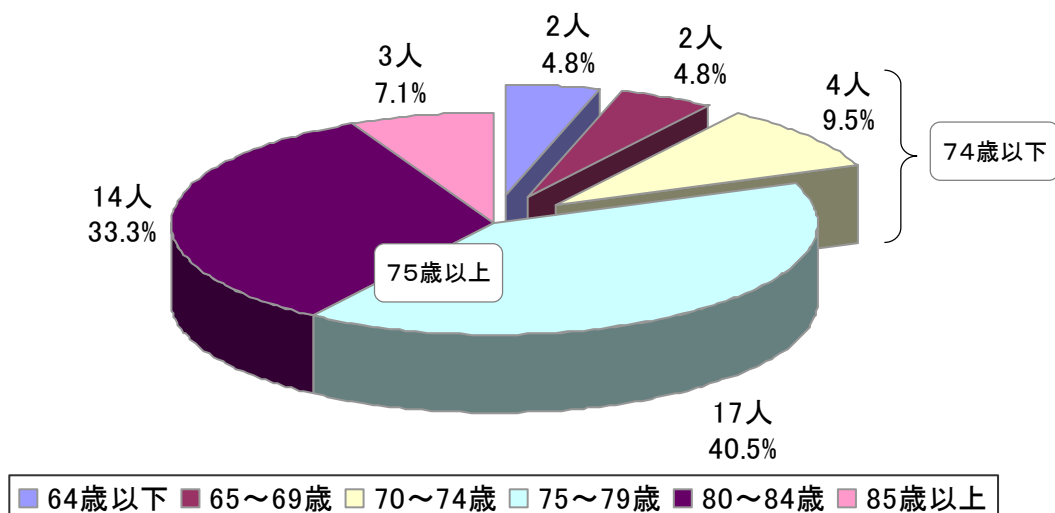
また、会員の高齢化・減少等の課題から、シニア層(定年後世代)・アクティブシニア層(活動的な高齢者)の加入を促すため、活動の場を通じてのニーズ把握やPR活動をおこなっています。

表2-2 赤井川村悠楽会年代別会員数

	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
会員数	2人	2人	4人	17人	14人	3人	42人

(H23. 6現在)

図2-2 赤井川村悠楽会 年代別分布



(2) 高齢者事業団

平成18年度に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高齢者の就労形態が変化してきています。高齢者の就労は、経済的な理由だけではなく、社会参加や生きがいづくりの目的もあります。また、これまで培われた知識や経験を生かし、地域社会において補助的、短期的な仕事の把握と提供を行い、高齢者の就労機会の増大と福祉の推進を図ることを目的に、地域社会の担い手となり続けられる活動に取り組めます。

(3) 生涯学習

高齢者の生涯学習の場として、悠楽学園大学を毎月開催し、身近な生活・健康・福祉・趣味などについて学習するとともに、高齢者間の交流を図っています。

表2-3 悠楽学園大学受講者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受講者のべ人数	235人	327人	298人
修業証書授与者	38人	43人	43人

(4) スポーツ活動

高齢者対象のスポーツとして、ゲートボールやパークゴルフなどが盛んに行われており、健康づくり・体力づくり、そして、生きがいきづくりや仲間との交流の場として、多くの高齢者が参加しています。

(5) 文化活動

住民の自主的な活動として、囲碁や将棋、カラオケなどがあります。仲間との情報交換や親睦を深めるなど、交流が図られています。

第3章 高齢者福祉サービス等の現状

第1節 高齢者福祉サービスの実施状況

1 生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を次の通り行っています。

(1) 自立者生活支援事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

(2) パートヘルパー派遣事業

要介護状態や病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅での自立した生活を維持し、安心して生活が営めるよう援助することを目的に、パートヘルパーの派遣を行います。

(3) 生きがいデイサービス事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、赤井川村デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動等必要なサービスの提供を行います。

(4) 高齢者冬期間生活支援助成金事業

高齢者が冬期間安心して生活ができるよう、自宅玄関口から除雪路線までの取り付け私道等の距離が50m以上ある方に対し、除排雪に要する経費について助成金を交付します。

2 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準じる高齢者に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で見守りを行う事業です。

3 高齢者地域ケア推進事業

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、各種在宅福祉サービスを提供しています。事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託しています。

(1) 電話サービス

ひとり暮らしや病弱等により日常生活に何らかの不安を抱える高齢者に対し、電話による安否確認や相談、話し相手を行います。

(2) 布団乾燥サービス

傷病等の理由により寝具の衛生管理等が困難な方に対し、衛生面に配慮した生活がおくれるよう布団乾燥機による寝具の乾燥消毒を行います。

(3) 除雪サービス

老齢等のため除排雪の労力確保が困難な方を対象に、現に居住している居宅部分の屋根の雪下ろし等を行います。

表3-1 高齢者福祉サービスの実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立者生活支援事業	17人 のべ 244回	17人 のべ 420回	18人 のべ 427回
パートヘルパー派遣事業	—	—	—
生きがいデイサービス事業	16人 のべ 647回	20人 のべ 630回	13人 のべ 644回
高齢者冬期間生活支援助成金事業	5世帯	5世帯	5世帯
緊急通報サービス事業	25世帯	26世帯	25世帯
高齢者地域ケア推進事業 (電話サービス)	12世帯 のべ 1,464回	12世帯 のべ 1,666回	14世帯 のべ 1,413回
高齢者地域ケア推進事業 (布団乾燥サービス)	—	—	—
高齢者地域ケア推進事業 (除雪サービス)	23世帯 のべ 54世帯	25世帯 のべ 75世帯	30世帯 のべ 78世帯

4 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境及び経済上の理由で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事など身の回りの世話をを行う施設です。本村には施設はありませんが、近隣市町村への入所により必要な支援を行っています。

表3-2 養護老人ホーム入所者数

平成21年度	平成22年度	平成23年度
4人	4人	3人

5 その他の高齢者福祉事業

(1) 敬老年金

長寿を祝い敬老思想の高揚と福祉の向上に寄与するため、村内に1年以上住所を有している70歳以上の方に対し、支給しています。また、満100歳に達した方に対し、お祝状の授与及び長寿祝金を支給しています。

(2) 福祉灯油

12月1日現在において本村に居住している低所得で70歳以上の高齢者・寡婦・心身障害者の世帯に対し、灯油等の暖房費の一部を助成しています。

(3) 赤井川村保養センター(赤井川カルデラ温泉)福祉パスポート

高齢者及び身体障害者に対し、心身の回復・福祉の向上を図ることを目的として、福祉パスポートを交付しています。また、福祉パスポート保持者に福祉入館券を配布することで、無料入浴の機会を提供しています。

(4) 赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行

毎月、第2・第4木曜日に村内一円の停留所を巡る、赤井川カルデラ温泉行きの無料送迎バスを運行しております。

(5) 日常生活用具給付等

高齢の要援護者及びひとり暮らしの方に対し、日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的としています。電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付、老人用電話の貸与を行います。

(6) 補聴器購入費補助

本村に居住する高齢者のうち、難聴のため補聴器を必要とする方に対し、補聴器の購入費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

表3-3 その他高齢者福祉事業の実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
敬老年金	264人	261人	264人
敬老会77歳以上	95/166人	101/167人	101/169人
福祉灯油	25世帯	128世帯	184世帯
福祉パスポート	381人	365人	347人
福祉入館券	のべ 23,774人	のべ 24,540人	のべ 23,849人
無料送迎バスの運行	のべ 204人	のべ 245人	のべ 207人
日常生活用具給付等	—	—	—
補聴器購入費補助	—	—	2人

6 保健サービス

(1) 訪問指導

生活習慣病の予防、介護予防の観点から保健サービスと医療福祉等のサービスとの調整を図り、個々のケースで柔軟に対応し、健康管理と自立した生活が送られるように訪問指導を行っております。

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は、自分で守る」という認識と自覚を高め、赤井川村保健推進員協議会や赤井川村食生活改善推進員会等と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進しています。

(3) 健康相談

健生活習慣病の予防のための「重点健康相談」や対象者の心身の健康に関する一般的事項についての「総合健康相談」を実施し、個別の生活に応じた健康づくりの支援を行っております。

(4) 健康診断

自らの健康を見直すことのできる事業で今後も事業の推進を図ります。また、各種がん健診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)についても早期発見、早期治療を目的とし、健診受診率の向上を行っております。

7 高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。

(1) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)

60歳以上の方が地域の中で自立して安全で快適な生活ができるように、福祉施設と住宅施設の連携をめざした村営住宅等です。この住宅は、入居者の身体状況を考慮したトイレ、浴室等の設備と、緊急通報システム設置などの安全面に配慮した集合住宅になっております。入居対象は、単身高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯などです。生活援助員(住宅戸数30戸に対し1人が標準)が配置されていて、入居者の生活指導・相談、緊急時の対応などを行います。

(2) 寿住宅

高齢者住宅として、住宅を必要としている方(家庭の事情で家族と別居を必要とする場合を含む。)に対し、生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。しかしながら、村営住宅では約3割が、村有住宅では大半の住宅が耐用年数を経過していることから、現在策定中の「公営住宅等長寿命化計画」で建替や住宅環境改修を検討しています。

表3-3 高齢者福祉サービスの実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者世話付住宅	10/10戸	10/10戸	9/10戸
寿住宅	6/8戸	6/8戸	4/7戸

第2節 介護保険事業及び地域支援事業の実施状況

平成21年度より介護保険事業(地域支援事業含む)については、後志広域連合が保険者となり事業を実施しており、第5期計画においても、引き続き、後志広域連合が実施します。

1 介護保険事業

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

平成18年度の制度改正により、本村でも翌19年度から、介護予防サービスがスタートしました。それに伴い、サービスの利用方法が変更になったことで、要支援・要介護認定者数は平成20年度にいったん減少しておりますが、26年度末には再び75人まで増加することが見込まれます。

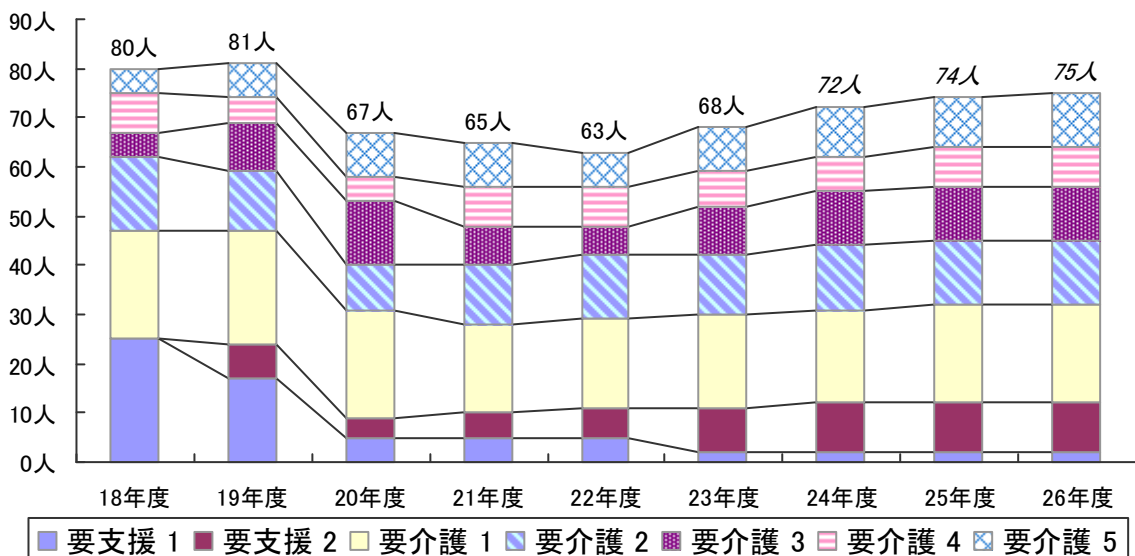
表3-4 年度別要支援・要介護認定者数の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
要支援 1	25人	17人	5人	5人	5人	2人	2人	2人	2人
要支援 2 (経済的介護)		7人	4人	5人	6人	9人	10人	10人	10人
要介護 1	22人	23人	22人	18人	18人	19人	19人	20人	20人
要介護 2	15人	12人	9人	12人	13人	12人	13人	13人	13人
要介護 3	5人	10人	13人	8人	6人	10人	11人	11人	11人
要介護 4	8人	5人	5人	8人	8人	7人	7人	8人	8人
要介護 5	5人	7人	9人	9人	7人	9人	10人	10人	11人
計	80人	81人	67人	65人	63人	68人	72人	74人	75人

※斜体は推計値

※ 平成18年度から23年度は実績値、24年度以降は推計値(コーホート要因法*による)です。各年度末日を基準日としています。

図3-1 年度別要支援・要介護認定者数



2 地域支援事業

高齢者が要支援状態及び要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、次の事業を実施しています。

また、関係機関との連携により、ケースに関する情報の共有化を図り、適切な指導を行っています。

(1) 介護予防事業

ア 二次予防事業(介護予防特定高齢者施策)

要介護状態になるおそれの高い高齢者が要介護状態になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援することを目的として、赤井川村では「元気はつらつ教室」を実施しています。

イ 一次予防事業(介護予防一般高齢者施策)

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、高齢者の日常生活に欠くことのできない様々な情報をわかりやすくお伝えするため、講師を招いての講演会等を開催しています。

表3-4 年度別要支援・要介護認定者数の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定高齢者施策				
元気はつらつ教室	機能評価	16人	14人	—
	開催回数	7回	8回	—
	参加者数	16人	16人	—
	通所型 (うち一般)	14人 (1人)	16人 (1人)	—
	訪問型	1人	—	—
一般高齢者施策				
開催回数	—	1回 認知症サポート養成講座	1回 高齢者の権利擁護講座	
参加者数	—	48人	42人	

(2) 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメント支援事業を実施しています。

(3) 任意事業

介護給付等費用適性化事業、家族介護支援その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施しています。

ア 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

(ア) 家族介護教室

家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、要介護者を極力ねたきりにさせないように配慮しつつ、適切に介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得をすることで、介護についての精神的・肉体的負担の軽減を目的としています。

(イ) 家族介護慰労金

市町村民税非課税世帯の要介護4又は要介護5の在宅高齢者が、1年間介護サービスの利用がなく(1週間までのショートステイの利用は除く。)、かつ、長期入院(概ね3月か以上)をせずに在宅で過ごした場合、その高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給しています。

表3-5 家族介護慰労金支給状況

平成21年度	平成22年度	平成23年度
1件	1件	—

イ その他事業

地域の実情に応じた独自のサービスを実施します。

(ア) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等による民法で定める成年後見制度の利用を支援することにより、対象者の権利擁護に役立てています。

(イ) 地域自立生活支援事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、入居者が自立し安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を援助しています。

3 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた住宅または地域で生活ができるようにするため、身近な市町村で提供されることが適当であるサービス類型として、平成18年度に創設されました。

地域密着型サービス事業者の指定・指導監督の権限は、保険者が有しているため、現在は後志広域連合が有していますが、後志広域連合に保険者が異動する前に、

本村では平成18年度に認知症対応型グループホーム(介護予防については平成19年度)を地域密着型サービスとして指定し、サービスの提供を行っております。

また、平成22年度には2件目の認知症対応型グループホームが、平成23年度からは同グループホーム事業所を認知症対応型通所介護事業所(介護予防含)(デイサービス事業所)が開設され、サービスの提供を行っています。

地域密着型サービスを利用できるのは、原則としてその事業所が所在する市町村の被保険者ですが、後志広域連合が設置されたことによって、構成16町村内にある認知症対応型グループホームへの入居が可能となりました。

また、北後志管内5町村は相互指定することでサービスの提供を実施しています。

表3-6 グループホーム実績(サービス開始H18. 7. 1)※斜体は推計値

	H22.3.31	H23.3.31	<i>H24.3.31</i>
入所者数	5人	5人	7人

表3-7 デイサービス実績(サービス開始H23. 2. 15)※斜体は推計値

	H22.3.31	H23.3.31	<i>H24.3.31</i>
月利用者数	1人	1人	1人

* 計上数値については、みなし指定事業所分を含みます。

「みなし指定」とは、創設以前から「指定通所介護事業所(認知症専用型に限る)」の指定を受けていた事業所のことをいいます。

第3節 地域包括支援センター

1 地域包括支援センター

介護保険法の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることを支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することを目的に、平成19年4月1日から村直営で設置、運営しています。

事業内容の詳細につきましては、前述しました地域支援事業のとおりです。

地域包括支援センター 職員体制

職種	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31
所長(社会課長兼務)	1名	1名	1名
保健師(保健福祉係兼務)	1名	1名	—
主任介護支援専門員	—	—	1名
介護支援専門員	1名	1名	—
事務職(介護保険係兼務)	1名	1名	1名

第4章 高齢者保健福祉計画の推進

第3期赤井川村総合計画～人と自然が育む美しい村～では、「ふれあい支えあう健やかなまちづくり」を第4章に位置づけ、その中で、「社会参加機会の拡充」、「高齢者の健康保持」、「要介護認定者の援護」を高齢者福祉の基本計画としています。また、「高齢化に対応した消費サービスの向上」、「高齢者世帯向け公営住宅の建設」、「住宅のバリアフリー化」など、生活環境の整備においても推進しています。

これまでも、高齢者が健康で過ごすための知識の普及や身体機能の維持向上の充実を図ってきました。要介護状態になった場合でも支援体制が整備されることで、中・重度の要介護者についても、在宅で生活することが可能となりました。

しかしながら、本村においても高齢化が3割に迫っていることや、介護保険制度の改正などによって、これまで以上に高齢者の自立を支援する質の高いサービス提供が求められています。今後も、介護保険事業を実施する後志広域連合との連絡・連携を密にするなど、高齢者が住み慣れた地域で、より活動的・積極的に毎日を過ごすことができることを目標として、本村の高齢者保健福祉を推進していきます。

第1節 生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を、引き続き次のとおり実施します。

1 自立者生活支援事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

2 パートヘルパー派遣事業

要介護状態や病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅での自立した生活を維持し、安心して生活が営めるよう援助することを目的に、パートヘルパーの派遣を行います。

3 生きがいデイサービス事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、赤井川村デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動等必要なサービスの提供を行います。

4 高齢者冬期間生活支援助成金事業

高齢者が冬期間安心して生活ができるよう、自宅玄関口から除雪路線までの取り付け私道等の距離が50m以上ある方に対し、除排雪に要する経費について助成金を交付します。

第2節 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準じる高齢者に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で見守りを行う事業です。高齢者の生命を守り、自立生活を支援するため、引き続き事業を実施します。

第3節 高齢者地域ケア推進事業

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、各種の在宅福祉サービスを提供しています。事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託し、引き続き実施します。

1 電話サービス

ひとり暮らしや病弱等により日常生活に何らかの不安を抱える高齢者に対し、電話による安否確認や相談、話し相手を行います。

2 布団乾燥サービス

傷病等の理由により寝具の衛生管理等が困難な方に対し、衛生面に配慮した生活がおくられるよう布団乾燥機による寝具の乾燥消毒を行います。

3 除雪サービス

老齢等のため除排雪の労力確保が困難な方を対象に、現に居住している居宅部分の屋根の雪下ろし等を行います。

第4節 養護老人ホーム

環境及び経済上の理由で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホーム入所にかかる支援を、今後も継続します。

第5節 その他の高齢者福祉事業

1 敬老年金

長寿を祝い敬老思想の高揚と福祉の向上に寄与するため、村内に1年以上住所を有している70歳以上の方に対し、支給しています。また、満100歳に達した方に対し、お祝状の授与及び長寿祝金を支給します。

2 福祉灯油

12月1日現在において本村に居住している低所得で70歳以上の高齢者・寡婦・心身障害者の世帯に対し、灯油等の暖房費の一部を助成します。

3 赤井川村保養センター(赤井川カルデラ温泉)福祉パスポート

高齢者及び身体障害者に対し、心身の回復・福祉の向上を図ることを目的として、福祉パスポートを交付しています。また、福祉パスポート保持者に福祉入館券を配布することで、無料入浴の機会を提供します。

4 赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行

毎月、第2・第4木曜日に村内一円の停留所を巡る、赤井川カルデラ温泉行きの無料送迎バスを運行します。

5 日常生活用具給付等

高齢の要介護者及びひとり暮らしの方に対し、日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的としています。電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付、老人用電話の貸与を行います。

6 補聴器購入費補助

本村に居住する高齢者のうち、難聴のため補聴器を必要とする方に対し、補聴器の購入費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

第6節 保健サービス

1 訪問指導

生活習慣病の予防、介護予防の観点から保健サービスと医療福祉等のサービスとの調整を図り、個々のケースで柔軟に対応し、健康管理と自立した生活が送られるように訪問指導を行います。

2 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は、自分で守る」という認識と自覚を高め、赤井川村保健推進員協議会や赤井川村食生活改善推進員会等と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

3 健康相談

健生活習慣病の予防のための「重点健康相談」や対象者の心身の健康に関する一般的事項についての「総合健康相談」を実施し、個別の生活に応じた健康づくりの支援を行います。

4 健康診断

自らの健康を見直すことのできる事業で今後も事業の推進を図ります。また、各種がん健診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)についても早期発見、早期治療を目的とし、健診受診率の向上を行います。

第7節 高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、公営住宅等の整備に連動させて、高齢者向け住宅の整備を引き続き検討し実施します。

第5章 介護保険事業及び地域支援事業

第1節 介護保険事業

平成21年4月より介護保険事業は後志管内 16 町村で行政事務を共同処理する「後志広域連合」を保険者として実施しております。介護保険事業の実施主体は、後志広域連合となりますが、本村では引き続き窓口での相談や申請書等の受付業務及び受付し

た申請書等や各種資料の後志広域連合への進達などを行います。なお、第5期の介護保険料につきましては、構成町村ごとに異なる不均一賦課になります。

また、本村(構成町村)と後志広域連合での業務分担は、次のとおりとなります。

1 被保険者の各種資格等届出関係

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
(1) 窓口事務 ア 資格取得、喪失の受付事務 イ 各種申請受付事務 ウ 介護認定(更新)申請相談、受付事務 (ア) 介護認定(更新)調査事務 (イ) 主治医意見書作成依頼事務 (ウ) 介護認定(更新)第一次判定事務 (エ) 認定審査会への診査判定依頼事務	(1) 資格管理事務 ア 被保険者のデータ管理事務 イ 町村からの各種申請の審査、決定、通知事務 ウ 還付金発生時の還付事務 エ 介護認定、被保険者証作成、通知事務 オ 65歳到達者の被保険者証作成、通知事務

2 保険給付関係

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
(1) 窓口事務 ア 各償還払申請受付 イ 広域連合へ報告・送致	(1) 保険給付事務 ア 町村からの申請を審査 イ 申請者及び町村へ決定、却下情報伝達 ウ 申請者へ決定、却下通知 エ 申請者への支給(口座振替) オ 申請事項のデータ管理

3 介護保険料の賦課・徴収関係

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	(1) 介護保険料の算定・決定・賦課 ア 国の計算方式により町村毎に算出し、広域連合議会で決定し、賦課する (2) 保険料の徴収 ア 普通徴収(納付書による) イ 特別徴収(年金からの引き落とし)

4 保険財務等関係

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
(1) 国庫支出均等申請関係 各町村で申請に必要な情報の提供 (2) 地域支援事業関係 各町村で実施 (3) 介護認定審査会関係 負担金納付、審査委員の推薦	(1) 国庫支出金等申請関係 各種データにより申請 (2) 地域支援事業関係 各町村に事業委託 (3) 介護認定審査会関係 運営に係る依頼、運営負担金納付

第2節 地域支援事業

平成21年4月より介護保険事業を後志広域連合が実施しており、地域支援事業の実施主体も保険者である後志広域連合であります。事業内容は構成町村により地域性や独自性があることから、第4期計画に引き続き第5期計画の期間内においても、後志広域連合から構成町村が委託を受け実施することとなります。

以上のことから、高齢者が要支援状態及び要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、次の事業を実施します。

また、関係機関等との連携により、ケースに関する情報の共有化を図り、適切な指導を行います。

1 介護予防事業

(1) 二次予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者が要介護状態となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援することを目的として、赤井川村では「元気はつらつ教室」を実施します。

(2) 一次予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、高齢者の日常生活に欠くことのできない様々な情報をわかりやすくお伝えするため、講師を招いての講演会等を開催します。

2 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメント支援事業を実施します。

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業

介護給付等費用適性化事業、家族介護支援その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施します。

ア 家族介護教室

家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、要介護者を極力ねたきりにさせないように配慮しつつ、適切に介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得をすることで、介護についての精神的・肉体的負担の軽減を目的として実施します。

イ 家族介護慰労事金

市町村民税非課税世帯の要介護4又は要介護5の在宅高齢者が、1年間介護サービスの利用がなく(1週間までのショートステイの利用は除く。)、かつ、長

期入院(概ね3か月以上)をせずに在宅で過ごした場合、その高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給します。

(2) その他事業

地域の実情に応じた独自のサービスを実施します。

ア 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等による民法で定める成年後見制度の利用を支援することにより、対象者の権利擁護に取り組みます。

イ 地域自立生活支援事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、入居者が自立し安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を援助します。

第3節 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活ができるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスが地域密着型サービスです。

地域密着型サービス事業の指定・指導監督の権限は、保険者が有しており、平成21年4月より後志広域連合がその権限を有しております。

地域密着型サービスを利用することができるのは、原則としてその事業所が所在する市町村(保険者)の被保険者となることから、現在は後志広域連合を構成する16町村で相互利用が可能となっています。また、余市町も含めた北後志管内5町村内での相互指定によるサービスの提供は引き継がれております。

第6章 地域包括支援センター

平成21年4月より介護保険事業が後志広域連合に移行され、地域包括支援センターの設置義務者は保険者である後志広域連合となっていますが、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることを支援するために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援の提供が必要であります。そのため、引き続き後志広域連合から本村が委託を受けて地域包括支援センターを設置することになりました。

受託後の地域包括支援センター事業計画の詳細につきましては、前述しました地域支援事業のとおりです。

なお、平成21年4月より後志広域連合で地域包括支援センター運営協議会を設置し、センター運営支援・評価、中立性の確保、人材確保の支援、地域資源のネットワーク化を行うこととなりました。本村は運営協議会構成員の選定に協力を行っております。

赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

平成21年3月19日

訓令第11号

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく赤井川村高齢者保健福祉計画の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画を策定するため、赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、高齢者保健福祉に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 赤井川村高齢者保健福祉計画策定等に関する事。
- (2) 赤井川村高齢者保健福祉計画評価等に関する事。
- (3) 村が実施する高齢者保健福祉事業に関する意見聴取等に関する事。
- (4) 後志広域連合から介護保険に係る意見聴取等に関する事。
- (5) その他、委員長が必要と判断する事項に関する事。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) その他、村長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

赤井川村高齢者保健福祉計画

平成24年3月

発行 赤井川村

〒046-0501

北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1

赤井川村健康支援センター

電話 (0135) 35-2050

編集 赤井川村社会課